

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準報酬月額の記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和55年12月1日から56年1月1日まで
③ 昭和56年10月1日から同年11月1日まで

申立期間について給与明細書を確認したところ、本来控除されるべき厚生年金保険料より多い金額が控除されている。実際に控除された保険料に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った報酬月額で計算した保険料を控除していたことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

栃木厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和56年8月10日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月10日から同年9月1日まで

A社に昭和56年4月1日に入社し、退職まで継続して勤務した。この間、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けているので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及びA社により提出された社員名簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社Bセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社Bセンターは厚生年金保険の適用事業所となっていないが、法人事業所であることが確認できる上、複数の元従業員が、申立期間当時の従業員数は20名又は30名程度であったと供述していることから、同社Bセンターは、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

当該期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していたか不明としているものの、同社Bセンターは、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和56年8月10日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月10日から同年9月1日まで

昭和56年当時、A社BセンターはC区にあったが、D市への新築移転に伴い異動した。その間雇用が打ち切られることはなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及びA社により提出された社員名簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社Bセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社Bセンターは厚生年金保険の適用事業所となっていないが、法人事業所であることが確認できる上、複数の元従業員が、申立期間当時の従業員数は20名又は30名程度であったと供述していることから、同社Bセンターは、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

当該期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所（当時）の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していたか不明としているものの、同社Bセンターは、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 59 年 9 月 21 日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 23 日から 60 年 5 月頃まで

年金事務所によると、A社において昭和 59 年 1 月 23 日に厚生年金保険の被保険者となった記録はあるが、資格喪失日の記録は無いとのことだった。同社には昭和 57 年から 3 年ぐらい勤め、途中から社会保険に加入したことを記憶している。退職日については、忘年会に参加してから辞めた記憶があるが、当時の仲間によると花見を一緒にやったと言っていたので春先に辞めたのかもしれない。確認の上、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において昭和 59 年 1 月 23 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日については記録されていないため確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、オンライン記録で確認できる申立人の健康保険整理番号「2」のみが欠落しており、社会保険事務所（当時）における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

一方、B町が管理している国民健康保険の加入記録によると、申立人は同町において、昭和 59 年 9 月 21 日に社会保険の被保険者資格を喪失したことにより国民健康保険に加入したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 59 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行った

と認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、昭和 59 年 1 月のオンライン記録から 19 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月 21 日以降の期間については、雇用保険の加入記録により、60 年 3 月 31 日まで申立人が A 社に勤務していたことが推認できるものの、事業主は、「申立期間当時の関係資料は保存していないため、その当時の従業員の記録の確認はできない。」としており、申立人の当該事業所における退職日及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 59 年 9 月 21 日以降の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年11月まで

申立期間当時は、母親が国民年金の加入手続をし、保険料納付をしていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、「母親が、同居する姉の分と一緒に国民年金保険料を支払っていた。」としているが、その母親は既に他界しており、姉は具体的な記憶を有していないことから、当該期間における国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、A市において申立人に対し手帳記号番号が払い出されていた形跡はみられないことから、国民年金の加入手続が行われたと考えることは困難である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで
平成元年4月にA市に転入した際、国民年金の手続を行い、その後保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の「被保険者でなくなった日」欄には昭和60年6月1日、「被保険者となった日」欄には平成2年4月15日と記載され、この記録はA市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録とも一致している上、いずれも申立期間は国民年金の未加入期間として記録されていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料は納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の所持するA市長宛ての「住民異動届（国民年金）」によると、平成元年4月5日に、同年4月4日にA市に転入した旨届け出たことが確認できるが、当該届の国民年金の欄は未記入であり、転入時に国民年金の手続を行っていないことが推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで
平成元年4月にA市に転入した際、国民年金の手続を行い、その後保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の「被保険者となった日」欄には昭和61年4月1日（被保険者の種別は3号B）、「被保険者でなくなった日」欄には平成2年4月15日と記載されており、この記録はA市の国民年金被保険者台帳の記録と一致しており、申立期間は第3号被保険者とされていたことが確認できる。

また、申立人の所持するA市長宛ての「住民異動届（国民年金）」によると、平成元年4月5日に、同年4月4日にA市に転入した旨届け出たことが確認できるところ、当該届の国民年金の欄には手帳記号番号が記入され、種別欄は「3B」となっていることから、当該届時において同市では申立人を国民年金の第3号被保険者として記録管理していたと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者記録は、当初、第3号被保険者期間として記録されていたところ、当該期間から約21年後の平成23年8月22日付けで、第3号被保険者の資格喪失日を2年4月15日から元年4月1日に訂正する処理が行われたことにより、国民年金の未加入期間とされたことが確認できる。なお、当該事務処理は、夫の共済年金被保険者資格喪失日が元年4月1日であることを理由に行われたものと考えられる。

以上のことから、申立期間は平成23年8月22日以降において国民年金の

未加入期間とされたものであり、申立期間当時は第3号被保険者期間とされていたため、納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。